

ポイント判定方針

基本方針

- 令和 3 年度（令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日）に実施される事業のみを判定の対象とします。
- 様式 9 に記載する事業については、申請があった場合にのみ、判定の対象とします。
- 同一の事業が複数の項目に該当する内容であったとしても、ポイントの加算対象となるのは 1 項目のみとします。
- 特定の項目に該当する事業については、特定の項目における認定を優先します。
【例】 子育て講座の開催は、「その他保護者支援施策の実施」にも該当するものであるが、「子育て講座の園での実施」という特定の項目に該当するため、「子育て講座の園での実施」という特定の項目で判定します。
- 「その他保護者支援施策の実施」、「その他地域との協働活動の実施」、「その他食育への取り組み」、「その他専門性向上への取り組み」の 4 項目については、認定を 1 事業に限定します。各項目には小項目を設けており、複数の小項目を申請することも可としますが、その場合、申請内容自体はすべて認定できる場合であっても認定は 1 事業のみとします。
- 確認書類は、周知文、依頼文、要請文によるものとし、右上に申請項目の番号を記載して提出することを要します。また、申請時点において未実施のものを申請する場合のみ、計画書も可とします。ただし、計画書には、事業の実施時期及び内容が具体的に記載されていることを要します。
写真以外の確認書類がない場合は、写真も可とするが、その場合は、必ず A 4 コピー用紙にプリントし、実施日を記載して提出することを要します。
なお、申請と関係のない内容を含む書類を確認書類として提出する場合は、申請に係る内容が記載された箇所をペンで囲む等、特定された状態であることを要します。
【例】 施設開放の確認書類として、日程が掲載された園だよりを提出する場合、施設開放に係る掲載箇所を赤ペンで囲む 等
- 書類は、A 4 サイズにそろえて提出してください。（書類の表紙や、ファイルに綴じる等は不要です。）
- 令和 3 年度については、令和 2 年度と同様に、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から一部加点を中止（項番 10、11、12）、若しくは判定基準の緩和（項番 4、5、6）をした項目があります。
- どの項目においても、あくまでも各園が実施したことに対する加点であり、感染拡大防止策を講じられるかどうかを十分に検討したうえで、実施するかどうかを含め各園でご判断ください。（各園における感染症拡大防止方針を超えてまで推奨するものではありません。）
- 一部事業について、HP などを活用したオンラインによる実施も可としています。た

だし、実施の周知文等を添付してください。

項番 1 年末・年始保育の独自実施

- 12月29日から1月3日のいずれか1日でも保育を独自実施している場合は、ポイントの加算対象とする。ただし、1月4日以降の平日に休園日（半日保育を含む）を設定している場合は、ポイントの加算対象にしない。

項番 2 異文化の子どもの受け入れ

- 単に国籍が外国籍というだけでは加算対象にならない。日本国籍を有していても、言語や食生活において特別な配慮を要する場合は加算対象となる。
<加点例>日本語がほとんど話せない。日本語の読み書きが困難である。宗教食に対応している。等

項番 3 学童保育の独自実施

- 年間を通しての実施が必要。

項番 4 その他保護者支援施策の実施

- 保護者のためのイベント・事業
 - 園が主体的に実施するものをポイントの加算対象とする。保護者会と共催で実施するものについては、園が運営に関与していることが書類で確認できる場合のみ、ポイントの加算対象とする。
 - 絵本の読み聞かせ会等は、本項目においてポイント加算の対象とする。ただし、その分野の専門家等を招いて実施する場合は、「6 子育て講座の園での実施」でのポイント加算も可能とするが、本項目との重複認定は不可。
 - HP等のオンラインによる実施も可であるが、周知文の添付を必要とする。
<却下例>
 - ・懇談会、面談、家庭訪問、園便り・クラス便り等の発行、保育参観又は保育参加の実施、親子遠足、子育て相談、図書の貸出しは、通常保育の範囲内であるため、ポイントの加算対象とならない。
- 保護者啓発冊子等発行
 - 給食だより、食育通信、レシピ集の発行等は、別項目「13 その他食育への取り組み」でのみポイントの加算対象とする。
 - 絵本だより、保健だよりの発行は本項目で認める。(園だよりの一部に該当コーナーがあるものも可とする。)
 - 保健だよりの中の新型コロナウイルス感染症に関する内容は、項番7の「保護者への感染予防に関する啓発と注意喚起の実施」で加点するため、この項目との重複は不可。新型コロナウイルス感染症対策以外の啓発(マスク着用による熱中症の予防、プール熱等の感染症予防)等をポイントの対象とする。
 - HP等のオンラインによる実施も可であるが、周知文の添付を必要とする。

<加点例>園が発行する保健だより等に刊行物等からの引用が一部ある。

<却下例>保健だより等は、他団体等による刊行物そのままのものは不可。

●施設開放

○ 施設開放は、園庭、プール、図書室などの園の施設開放をポイントの加算対象とする。ただし、同日に園庭とプールを開放している場合は1回とみなす。確認書類によって年7回以上の施設開放を行っていることが推測できる場合は、具体的な施設開放日がすべて記載されていなくても、ポイントの加算対象とする。(実施回数について、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、年度末に向けて見直すことがある。)

<加点例> 園庭開放日が「毎週月曜日」のように、曜日で指定されており、周知文からも年間7回以上の園庭開放を行っていることが明らかな場合。

<却下例>

- ・安全対策が講じられていない常時開放（理由：安全管理上問題があるため。）
- ・イベント時の施設開放

項番5 出前保育の実施

○ 児童館、公園等に保育士が出向き、地域の乳幼児を対象に保育を実施する場合にポイントの加算対象とする。

○ 園外保育のように園児のみを対象とした事業については、ポイントの加算対象としない。

○ 年2回以上。オンラインによる実施も可。(実施回数について、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、年度末に向けて見直すことがある。)

○ オンラインで実施する場合は、実施の周知文書を提出すること。

<オンラインによる実施の判定例>

○ 在園児ではない地域の乳幼児等に対してオンラインによる保育（子育て相談）等を実施する場合は出前保育に該当。

○ 登園自粛中の児童，保護者に対するオンライン保育は，項番6「子育て講座の園での実施」に該当。

<その他却下例>

- ・出先で保育士が保育を実施しない場合
- ・保育士が地域祭り等のイベントに出向く場合 ⇒「8 その他地域との協働活動の実施」で認定
- ・園が主催していない場合
- ・保護者等への周知がされていない

項番6 子育て講座の園での実施

○ 園が主体となって開催する子育て講座であって、講師及び講座の内容が確認できる場合にポイントを加算する。この場合の講師は園の職員も可とする。

- 講座の対象者が園児の保護者のみの場合でもポイントの加算対象とする。
- 年2回以上。オンラインによる実施も可。(実施回数について、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、年度末に向けて見直すことがある。)
- 演劇や音楽の鑑賞、絵本の読み聞かせ会等については、園(自園および関連園等)の職員によるものではなく、その分野の専門機関等に依頼し、実施するものについてのみ、ポイントの加算対象とする。
- 離乳食作り講習会や試食会等の開催もポイント加算の対象とするが、別項目「13 その他食育への取り組み」との重複認定は不可。
- オンラインで実施する場合は、実施の周知文書を提出すること。

<却下例>

- ・親子遠足、保護者懇談会、園の職員によるコンサートや人形劇、保護者会主催等

項番7 保護者への感染予防に関する啓発と注意喚起の実施

- 新型コロナウイルス感染拡大予防のための取組として、手洗いうがいの徹底、3密の回避等の「新しい生活スタイル」の周知や、「正しい手洗いの仕方」などを園だより・保健だより等で行った場合にポイントの対象とする。

ただし、それ以外の内容(マスク着用による熱中症の予防、プール熱等の感染症予防)等は項番4の対象とする。

<却下例>

- ・京都市の周知文書の配付のみ

項番8 小規模保育事業所等との連携

- 小規模保育事業所等と「①集団保育の提供及び保育内容の相談支援」、「②代替保育の提供」、「③3歳児(地域型保育事業所の卒園児)の受入れ」について連携協定を締結している場合は、ポイントの加算対象とする。ただし、1つまたは2つの場合は10ポイント、3つとも締結ならば30ポイントを加算する。
- 複数の小規模保育事業所等と各項目について連携協定を締結し、結果として3つの連携項目すべてを実施している場合も、30ポイント加算対象とする。(例:A小規模保育事業所と①、③の連携協定を締結。B小規模保育事業所と②の連携協定を締結している場合等)
- 小規模保育事業所等と相談や情報交換をしているが、連携協定を締結していない場合は、ポイントの加算対象としない。

項番9 その他地域との協働活動の実施

●地域イベントへの園児出演・作品出展

- 園の周辺地域とのイベント活動をポイントの加算対象とし、全市レベルや複数の行政区合同等、広域な範囲での活動はポイントの加算対象としない。

<加点例>

- ・区のふれあい祭りや写真展等区単位で実施するイベントへの園児出演、作品出展

- ・地域の運動会への出場

<却下例>

- ・全国絵画コンクール、消防の絵コンクール、消防署の来園・見学、避難訓練、職員のみ参加、保育フェスタの参加、造形保育写真パネル展の参加

- 出演者として園児が積極的に参加していることが認められる場合にのみポイントの加算を認める。

<却下例>

- ・園長及び職員のみが来賓として参加

●イベント主催

- 主催者として積極的にかかわって、地域住民と園児が参加している場合にポイント加算する。

<加点例>

- ・夏祭り、地蔵盆など地域住民も参加できるイベント
- ・クールキッズステーション

<却下例>

- ・保護者会主催のもの、自治体主催のもの
- ・参加対象が園児とその保護者だけのもの
- ・入園式・卒業式・運動会や生活発表会等への一般的な行事への招待
- ・園が主催ではない地域イベントの周知文の保護者への配布(親子参加の清掃活動等)

●地域活動への参加

- 園の周辺地域との協働活動をポイントの加算対象とし、全市レベルや複数の行政区合同等、広域な範囲での活動はポイントの加算対象としない。

- 絵本の読み聞かせ会等は、「4 その他保護者支援施策の実施」において、ポイント加算の対象とする。ただし、その分野の専門家等を招いて実施する場合は、「6 子育て講座の園での実施」でのポイント加算も可能(重複申請は不可)。

<加点例>

- ・地域の清掃活動等に、園が率いて園児が参加するもの
- ・消防こども大会、交通安全運動、防災運動等
- ・地域の関係機関が連携して取り組む地域子育てサロン等
- ・警察署、消防署、病院等へ園児の訪問活動

<却下例>

- ・ひまわりの絆プロジェクト
- ・消防署の来園、消防車見学のための訪問、避難訓練(通常保育のため)
- ・会議への出席のみ
- ・園長又は職員のみ参加

●地域新聞等の発行

- 地域住民向けに園が独自に発行する子育て通信などの発行を対象にする。
- HP等のオンラインによる実施も可であるが、実施する周知文の添付を必要とする。なお、項番4と同じ内容のものは不可。

<却下例>

- ・保護者のみを対象に発行したもの
- ・園主催イベント周知のために単発で作成したチラシ
- ・行政等の他機関が発行した印刷物の配布
- ・他機関が発行する冊子等への投稿
- ・区民運動会への広告

項番 10 小・中・高等学校への特別保育授業

令和3年度は中止

項番 11 小・中・高等学校との交流

令和3年度は中止

項番 12 お年寄りとの交流

令和3年度は中止

項番 13 アレルギー児対応

- 1年以内の医師の診断書又は「食物アレルギー食事指示書」が添付されていない場合は、アレルギー児の認定を行わない。

項番 14 その他食育への取り組み

- クッキング
- 米・野菜・果物栽培

<却下例>

- ・皿に盛った写真のみでは栽培したことが確認できない。

●試食会、離乳食講習会等の実施、食育便り等発行

- 離乳食作り講習会や試食会等の開催は本項目でポイント加算の対象とするが、別項目「6 子育て講座の園での実施」での申請も可能。ただし、本項目との重複認定は不可。

<加点例>園が発行する食育だより等に刊行物等からの引用が一部ある。

<却下例>

- ・献立表の掲示、配布は通常保育
- ・食育だより等は、他団体等による刊行物そのままのものは不可。

●園児向け啓発

- 外部講師または視聴覚教材（DVD、ビデオ等）による食育に関する職員研修会については、「21 その他専門性向上への取り組み」で認定するため、本項目ではポイントの加算対象としない。

項番 15 休日保育（独自実施）

- 入園児のみを対象とした休日保育であっても、恒常的に実施している場合は、ポイントの加算対象とする。

- 運動会、お泊り保育のような園行事に付随して休日保育を実施している場合は、恒常的な取り組みではないため、ポイントの加算対象としない。

項番 16 一時保育（一時預かり）

- 年間を通して恒常的に一時保育受入態勢を確立している場合に加算対象とする。

項番 17 一時保育乳児割合 80%以上

- 一時保育を京都市からの補助を受けずに実施している園の乳児割合が 80%以上の場
合に加算する。

項番 18 時間外（延長）保育乳児割合 30%以上

- 延長保育時間帯において、乳児（0・1・2歳児）の割合が 30%以上の園に加算する。

項番 19 新規採用支援

- 4月1日から10月1日までの間に、京都市民間保育園等職員の給与等運用事業の基
準における常勤職員を新たに雇用した園を対象とする。（非常勤職員を常勤職員として
雇用した場合も含む。）
- 新たに採用する職員に対して、園独自に京都市民間保育園等職員の給与等運用事業の
基準を上回る処遇改善を実施していることを、ポイントの算定対象の条件とする。給与
規定や賃金台帳（1名分で可）を提出。
（処遇改善の例）
 - ・就職一時金の支給（職員に支給するものに限り、人材紹介料等は含まない。）
 - ・モデル給与表を上回る初任給
 - ・モデル給与表の支給係数に上乗せした賞与の支給
 - ・園が独自に設定している新規採用職員に対する手当の支給（住居手当等）
- 園の独自財源により実施するものを対象とし、処遇改善等加算（Ⅰ・Ⅱ）を原資とし
て実施するものは、算定対象として認めない。

項番 20 人事評価制度の導入・実施

- 人事評価要綱又は人事評価シートを添付している場合は、ポイントの加算対象とする。
ただし、人事評価シートは、評価基準及び施設長の評価欄が設けられているものだけ
を加算対象とする。
- 自己申告書の添付だけでは人事評価制度との関連性が認められないため、ポイントの
加算対象とはしない。

項番 21 専門職採用（看護師等）

- 看護師のほか、保健師・准看護師もポイントの算定対象とする。
- 1週間の勤務が概ね30時間以上である職員を常勤的職員とし、これ未満の職員を非
常勤職員とする。

- 本項目の適用に当たっては、雇用契約の期間は問わない。(有期雇用の職員や派遣も対象とする。)ただし、雇用契約書を提出。(派遣の場合は氏名の記載がある労働条件通知書等)

項番 2 2 その他専門性向上への取り組み

● 園内研修

- 園内研修会は、専門性を有する外部講師(救急救命士、理学療法士等)又は視聴覚教材を利用した研修のみをポイントの加算対象とする。
- 外部研修の受講は、ポイントの加算対象としない。

<加点例>

- ・救命救護技術取得研修会
- ・園内の実施ではないが、法人の全体研修として実施したもの。
- ・E-ラーニングなどのオンライン研修も認めるが、園の主導で同一テーマを園全体で研修するもの

<却下例>

- ・自園他園を問わず、園長・職員が講師となるもの
- ・園と直接契約がないもの
- ・外部機関等が実施する園外研修への参加及びそれを受けての園内伝達研修
- ・E-ラーニングなどのオンライン研修で多数のプログラムがある中から職員が自分でテーマを選び研修するもの

● 公開保育

- 公開保育は他園の保育士を招いての意見交換や、他園が実施する公開保育への保育士派遣(同一法人内可)するものを指す。保護者参観や一般公開(学生含む)は対象としない。

● 資格取得助成

- 保育士、調理師、栄養士、看護師の資格を取得するための支援制度は、助成金の支出、又は勤務体制の配慮等が、就業規則や園の内規等で明確に規定され、職員にも周知が図られている場合にのみポイント加算の対象とする。

<加点例> 保育補助者雇上げのための貸付事業の補助対象のもの。

<却下例> 保育心理士、幼稚園教員試験、明確な規定のないもの

● 園での資格保有状況

- 園での資格保有状況について、以下の場合にポイントの加算対象とする。
 - ・「社会福祉士(国家資格)」「福祉施設士」及び「管理栄養士」の資格を有する1週間の勤務が概ね40時間である常勤的職員のみをポイントの加算対象とし、類似資格はポイントの加算対象としない。

- ・ 施設長の資格取得助成として、「教育・保育施設長専門講座受講」(※)を受講する場合は、修了証書の交付を受けている場合にのみポイントの加算の対象とする。
- ※ (福) 全国社会福祉協議会・全国保育協議会・全国保育士会が主催する講座と、中央福祉学院の主催する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を含む。厚労省・日保協「初任保育所長等研修会」・全私保連「園長セミナー」も対象。
- ・ 平成23年度以降の「(旧) 保育所長専門講座受講」については、3年度以内に全課程を受講した場合のみ、ポイントの加算対象とする (=修了証書の交付要件)。

項番23 情報の積極的な開示

- ホームページを開設して、情報提供を行っている場合は、ポイントの加算対象とする。
 - ・ トップページを印刷したものまたはURLの記載がある周知文等を提出する。
- 園便り等によって財務諸表の開示を行っている場合は、ポイントの加算対象とする。